

第1号議案

件名	教育委員会事務局の組織改編に係る教育委員会規則の改廃について
提案理由等	令和6(2024)年度における教育委員会事務局の組織改編に伴い、教育委員会規則について、所要の改正を行うものである。

教育委員会事務局の組織改編に係る教育委員会規則の改廃について

教育委員会事務局教育政策課

1 改廃の趣旨

令和6(2024)年度の教育委員会事務局組織改編に伴い、次の教育委員会規則について、所要の改廃を行うものである。

(1) 一部改正

- ① 栃木県教育委員会事務局組織規程
- ② 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則

(2) 廃止

- ① 栃木県青年の家規則
- ② 栃木県立少年自然の家規則

2 改廃の内容

(1) 一部改正の内容

- ・ 組織改編に伴う課、室、担当及び分掌事務並びにその他所要の規定の整備

(2) 廃止の内容

- ・ 芳賀青年の家及び太平少年自然の家の廃止に伴う教育委員会規則の廃止

3 施行期日

令和6年4月1日

4 参考

現 行		改編後		備考
課所名	班・担当等名	課所名	班・担当等名	
教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 企画調整担当 ├ 教育DX推進室 ├ 高校再編推進担当 └ 人権教育室 	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 企画調整担当 ├ 教育DX推進室 ├ 高校再編推進班 └ 人権教育室 	改組
義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務担当 ├ 人事担当 ├ 指導担当 └ 学力向上推進担当 	義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務担当 ├ 人事担当 ├ 指導担当 ├ 学びの機会充実担当 └ 学力向上推進担当 	新設
芳賀青年の家				廃止
太平少年自然の家	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 庶務課 └ 指導課 			廃止

○栃木県教育委員会事務局組織規程及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県教育委員会事務局組織規程及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県教育委員会事務局組織規程及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

(栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第1条 栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和33年栃木県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p style="text-align: center;">(課、室、班及び担当)</p> <p>第2条 本局に、次の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課及び室」という。）を置き、課及び室の下にそれぞれ右欄に掲げる<u>班及び担当</u>を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 室 名</th> <th style="text-align: center;">班 ・ 担 当 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> <td style="text-align: center;">企画調整担当、<u>高校再編推進班</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">義務教育課</td> <td style="text-align: center;">総務担当、人事担当、指導担当、<u>学びの機会充実担当</u>、学力向上推進担当</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第3条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立学校並びに教育事務所における総務事務の効率化に関すること。</u></p> <p>(13)～(23) 略</p> <p style="text-align: center;">(学校安全課の分掌事務)</p> <p>第5条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 事務局等の職員及び<u>県立学校の</u> _____ 教職員の健康管理に関すること。</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p style="text-align: center;">(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 義務教育課の分掌事務（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする</p>	課 室 名	班 ・ 担 当 名	教育政策課	企画調整担当、 <u>高校再編推進班</u>	略		義務教育課	総務担当、人事担当、指導担当、 <u>学びの機会充実担当</u> 、学力向上推進担当	略		<p style="text-align: center;">(課、室及び担当)</p> <p>第2条 本局に、次の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課及び室」という。）を置き、課及び室の下にそれぞれ右欄に掲げる _____ 担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 室 名</th> <th style="text-align: center;">担 当 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> <td style="text-align: center;">企画調整担当、<u>高校再編推進担当</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">義務教育課</td> <td style="text-align: center;">総務担当、人事担当、指導担当 _____、学力向上推進担当</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第3条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12)～(22) 略</u></p> <p style="text-align: center;">(学校安全課の分掌事務)</p> <p>第5条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 事務局等の職員<u>並びに</u>県立学校の<u>幼児、児童、生徒及び</u>教職員の健康管理に関すること。</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p style="text-align: center;">(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 義務教育課の分掌事務（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする</p>	課 室 名	担 当 名	教育政策課	企画調整担当、 <u>高校再編推進担当</u>	略		義務教育課	総務担当、人事担当、指導担当 _____、学力向上推進担当	略	
課 室 名	班 ・ 担 当 名																				
教育政策課	企画調整担当、 <u>高校再編推進班</u>																				
略																					
義務教育課	総務担当、人事担当、指導担当、 <u>学びの機会充実担当</u> 、学力向上推進担当																				
略																					
課 室 名	担 当 名																				
教育政策課	企画調整担当、 <u>高校再編推進担当</u>																				
略																					
義務教育課	総務担当、人事担当、指導担当 _____、学力向上推進担当																				
略																					

<p>る。 (1)～(16) 略 <u>(17) 多様な学びの機会の充実に関すること。</u> (18) 略</p> <p>(生涯学習課の分掌事務) 第9条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(16) 略</p> <p><u>(17)～(21) 略</u></p> <p>(健康体育課の分掌事務) 第10条 健康体育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 <u>(7) 県立学校の幼児、児童及び生徒の健康管理に 関すること。</u> <u>(8)～(10) 略</u></p> <p>(課長及び室長) 第14条 略 2 略 3 第2条第1項に規定する<u>班及び担当並びに同条 第2項に規定する課内室の分掌事務並びにこれら に属する職員の分担事務は、課室長において定 め、教育長に報告しなければならない。これを改 更したときもまた同様とする。</u></p> <p><u>(室長及び班長)</u> 第16条 課内室に室長（第14条に規定する室長を除 く。<u>以下「課内室長」という。</u>）を、<u>班に班長を 置く。</u> 2 <u>課内室長又は班長</u> _____は、その分担事務につい て課長を補佐し、当該課内室<u>又は班</u>に属する職員 の担任する事務を監督するとともに、上司の命を 受け、その分担事務を処理する。</p> <p>(課室長の代理) 第18条 総括課長補佐、<u>課内室長又は班長</u>は、課 室長に事故があるときは、あらかじめ課室長が定 めた順序により、その職務を代理する。</p>	<p>る。 (1)～(16) 略 (17) 略</p> <p>(生涯学習課の分掌事務) 第9条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとす る。 (1)～(16) 略 <u>(17) 栃木県青年の家及び栃木県立少年自然の家 に 関すること。</u> <u>(18)～(22) 略</u></p> <p>(健康体育課の分掌事務) 第10条 健康体育課の分掌事務は、次のとおりとす る。 (1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(9) 略</u></p> <p>(課長及び室長) 第14条 略 2 略 3 第2条第1項に規定する_____担当及び同条 第2項に規定する課内室の分掌事務並びにこれら に属する職員の分担事務は、課室長において定 め、教育長に報告しなければならない。これを改 更したときもまた同様とする。</p> <p><u>(室長)</u> 第16条 課内室に室長（第14条に規定する室長を除 く。）_____を 置く。 2 <u>前項の規定により課内室に置かれる室長（以下 「課内室長」という。）</u>は、その分担事務につい て課長を補佐し、当該課内室_____に属する職員 の担任する事務を監督するとともに、上司の命を 受け、その分担事務を処理する。</p> <p>(課室長の代理) 第18条 総括課長補佐<u>又は課内室長</u>_____は、課 室長に事故があるときは、あらかじめ課室長が定 めた順序により、その職務を代理する。</p>
--	---

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(専決)</p> <p>第3条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 教育次長、参事、課長、室長、総務主幹、主幹、<u>課内室長及び班長並びに教育事務所及び学校以外の教育機関の長の任免</u></p> <p>(5)～(20) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決)</p> <p>第3条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 教育次長、参事、課長、室長、総務主幹、主幹及び<u>課内室長</u>並びに教育事務所及び学校以外の教育機関の長の任免</p> <p>(5)～(20) 略</p> <p>2・3 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育政策課)

○栃木県青年の家規則及び栃木県立少年自然の家規則の廃止

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県青年の家規則及び栃木県立少年自然の家規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県青年の家規則及び栃木県立少年自然の家規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 栃木県青年の家規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第11号）
- (2) 栃木県立少年自然の家規則（昭和48年栃木県教育委員会規則第15号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(生涯学習課)
